

市内事業所からの...

●可燃ごみ排出量が増えています。

	事業所可燃ごみ搬入量 (t)
平成16年度	2,457
平成17年度	2,121
平成18年度	2,260
平成19年度	2,291

市内事業所から出される可燃ごみは、許可業者により多摩川衛生組合に搬入されます。この搬入量が、ごみ袋有料化以降増えています。一般家庭と同様に事業所においてもごみの減量はもちろん、分別を徹底していただくようにご協力をお願いします。



●ごみや資源物は一般家庭から出される程度であれば収集します。

店舗や事務所等の事業所から排出されるごみは、法律上自己処理することとされています。ただし、狛江市では一回に出す量が少量(可燃・不燃ごみは「事業系ごみ指定収集袋」で3袋以内)の場合は、市の家庭ごみ及び資源の収集日に出すことができます。

しかし、事業系ごみ指定収集袋を使わなかったり、3袋以上出す事業所のごみは収集できません。ルールを守ってごみを出すようにご協力をお願いします。

